2026 年 11 月版

令和８・９年度(2026・2027)
白井市学童保育所入所のご案内





この冊子には、学童保育所の入所等に関する重要なことが書いてあります。
必ずお読みいただき、内容をご了承の上、申請の手続きを行ってください。
入所した後も年度中は大切に保管してください。

【問合せ先】
白井市　健康子ども部　保育課　保育係
〒270-1492　白井市復 1123　保健福祉センター３階
TEL：047-497-3488　（内線）5314～5316

学童保育所とは

学童保育所とは、保護者が働いているなどの理由で、昼間学校から帰宅しても保育する人がいない小学校１年生から６年生の児童をお預かりして、児童が安心して過ごせるよう見守るとともに、適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図るところです。

白井市学童保育所一覧

小学校名	学童保育所名	開設場所	電話番号
白井第一小学校	**白井第一学童保育所**	校舎内余裕教室	047-492-2877
白井第二小学校	**白井第二学童保育所**	校舎内余裕教室	047-402-4761
白井第三小学校	**白井第三学童保育所**	学校敷地内専用施設	047-404-2496
	白井第三第２学童保育所	学校敷地内専用施設	047-402-3487
大山口小学校	**大山口学童保育所**	学校敷地内専用施設	047-401-1903
	大山口第２学童保育所	学校敷地内専用施設	047-404-8971
清水口小学校	**清水口学童保育所**	校舎内余裕教室	047-491-3565
南山小学校	**南山学童保育所**	校舎内余裕教室 （第１・第２一体型）	047-492-0484
	南山第２学童保育所		
七次台小学校	**七次台学童保育所**	校舎内余裕教室 （別棟校舎）	047-492-6630
池の上小学校	**池の上学童保育所**	学校敷地内専用施設	047-404-2948
桜台小学校	**桜台学童保育所**	校舎内余裕教室	047-401-8620

※白井市は学童保育所の運営を民間事業者に委託しています。
現在の運営委託の期間は、令和８年４月から令和１３年３月までとなります。

※白井第三学童及び大山口学童については、それぞれ２施設で実施していますが、入所施設は選べません。また、利用希望者が多い小学校では、余裕教室を活用して本来の定員を超えて受入れを行う場合がありますが、同様に入所施設は選べません。入所施設については、入所児童の人数や学年などを考慮し、運営事業者が振り分けを行います。

開所日・保育時間

	学校登校日	長期休暇・振替休日等の平日休校日	土曜日
通常保育	放課後から 午後７時まで	午前８時から 午後７時まで	午前８時から 午後６時まで
延長保育 （早朝保育）	―	午前７時 30 分から午前８時まで	

休所日

日曜日・祝日・年末年始（12 月 29 日から１月３日）

※その他、天災、感染症による臨時休校や学校行事等により、休所とする場合があります。

対象児童

対象児童は、市内小学校に通学※する児童及び市内在住で特別支援学校の小学部に就学している児童であって、保護者が次のいずれかに該当する児童です。　※市外からの通学者を含む

原則として、通学している小学校に設置されている学童保育所のご利用となります。

（1）保護者が昼間に働いている場合**（次のア・イ・ウの条件をいずれも満たす場合）**

ア　月に１２日以上　　イ　１日４時間以上の就労　　ウ　帰宅時間が午後３時以降

※上記の条件を満たしていない場合でも、深夜から早朝の勤務で、日中の時間帯を休養にあてる必要があると認められる場合は、入所対象となります。

（2）保護者が資格取得等のため、専門学校等に通学している場合

※通学日数については、（１）と同条件

（3）母親が妊娠中又は出産後間もない場合

※出産月を基準に前２か月の月初及び出産日から数えて 57 日目が属する月の末日まで

（4）保護者が疾病、負傷又は心身の障がいを有している場合

（5）親族に疾病、負傷又は心身に障がいのある人がいるため、保護者が長期にわたり看護・介護にあたっている場合

※介護・看護の日数については、（１）と同条件

（6）保護者が震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっている場合

（7）育児休業取得中である場合

（8）求職活動（起業準備や就職活動）の場合

※求職活動による認定の開始日から６０日目の属する月の末日まで

※求職活動による認定は、年度内に１回まで

（9）その他、市長が特に必要と認める場合

入所期間

入所を許可された日（**原則毎月１日入所**）から、最長で**その年度の３月31日まで**となります。**翌年度４月以降も入所を希望される場合は、新たに申請が必要となります**。なお、新１年生の児童についても、入学年度の４月１日から利用可能です。

入所申請手続き

◎申請受付期間

入所月	申請受付期間
令和８年１２月	令和８年１１月２日（月）～令和８年１１月１６日（月）
令和９年　１月	令和８年１２月１日（火）～令和８年１２月１５日（火）
令和９年　２月	令和９年１月４日（月）～令和９年１月１５日（金）
令和９年　３月	令和９年２月１日（月）～令和９年２月１５日（月）
令和９年　４月	**令和８年１１月２日（月）～令和８年１２月１５日（火）**
令和９年　５月	令和９年４月１日（木）～令和９年４月１５日（木）
令和９年　６月	令和９年５月６日（木）～令和９年５月１７日（月）
令和９年　７月	令和９年６月１日（火）～令和９年６月１５日（火）
令和９年　８月	
令和９年　９月	令和９年８月２日（月）～令和９年８月１６日（月）
令和９年１０月	令和９年９月１日（水）～令和９年９月１５日（水）
令和９年１１月	令和９年１０月１日（金）～令和９年１０月１５日（金）
令和９年１２月	令和９年１１月１日（月）～令和９年１１月１５日（月）

※長期休暇期間（春休み・夏休み・冬休み）のみの利用については８ページ参照

◎受付期間・場所◎

◆令和８年度からの継続入所を希望する児童及びそのきょうだいの４月入所の申請◆

（１）申請場所

入所している学童保育所・保育課窓口　※FAX、郵送での提出は受け付けておりません。

（２）申請受付期間（期限）

〈保育課窓口〉　受付期間：令和８年１１月２日（月）～令和８年１２月１５日（火）
受付時間：９：００～１６：３０
休日受付：令和８年１２月６日（日）　９：００～１６：３０

〈学童保育所〉　受付期間：令和８年１１月２日（月）～令和８年１２月４日（金）
受付時間：（平日）放課後～１９：００　（土曜日）７：３０～１８：００

※学童保育所への提出の際、個人情報等について気になる場合は、封入封緘の上ご提出ください。

※土曜日は時間が変更している場合や、開所していない場合もありますので、事前にご確認ください。

◆４月からの新規入所の申請◆（上記以外）

（１）申請場所

保育課窓口　※FAX、郵送、学童保育所での提出は受け付けておりません。

（２）申請受付期間（期限）

上記〈保育課窓口〉のとおり

◆年度途中入所の申請◆　【入所は原則毎月１日】

（１）申請場所

保育課窓口　※FAX、郵送、学童保育所での提出は受け付けておりません。

（２）申請受付期間（期限）

入所希望月前月の１日から１５日まで（該当日が休日の場合は翌開庁日）

※障がいのあるお子さんや、発達・発育にご心配のあるお子さんの場合は、期限に関わらず、お早めにご相談ください。

◎必要書類◎

（１）全員提出　※きょうだいで申請する場合も、児童ひとりにつき１部提出

① 白井市学童保育所入所許可申請書

※申請書において、ご家庭の情報を閲覧することや運営事業者への情報提供、小学校との情報共有、新１年生の場合就学前に在籍していた施設から児童の情報を得ることについて同意いただくこととなりますのでご了承ください。

② 児童の保育ができないことを証明する書類

- 次ページの表を参考に、該当する要件の証明する書類を提出ください。
- 20 歳以上 65 歳未満の同居者全員の提出をお願いします。
 同居者には、同一敷地内別棟の家族や、生計が別でも住居が同一の方も含まれます。
 証明書等の提出がなされない場合、**入所選考調整点（減点）**がつきます。
- 「就労」以外の理由で保育が必要な方は、申請書裏面の入所申立書を必ず記入してください。
- 児童２人以上の申請をする場合は、２人目以降はコピーで構いません。

※就労証明書等の提出書類の有効期限は、発行日（証明日）が利用希望月から前６か月以内のものとなります。長期休暇利用等ですでに提出している場合でも、有効期限が切れていれば新たに提出していただく必要があります。

（例：７月入所希望の場合は１月以降の証明日の就労証明書が有効）

※保育園等に通っていて証明書等を提出する場合で学童保育所の申請等にも同じ書類を提出する見込みの場合、あらかじめコピーを取り、そのコピーを学童保育所の申請等に添付することも可能です。

保育を必要とする事由		必要書類
①	就労	【指定様式】就労証明書 （シフト勤務の場合は直近一ヶ月のシフト表を添付） ■自営業の場合は以下の書類の**いずれかの写し**を就労証明書に添付 ◇既に自営業を開始している場合 開業届、確定申告書、業務委託契約書、収入を証明できるもの（要相談）等 ◇これから自営業を開始する場合 開業届、業務委託契約書等、e-tax 受信通知、電子申請等証明書等 ※ご準備できない場合は、保育課までお問合せください。
②	妊娠、出産	■母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日が記載のページ）
③	育児休業	■育児休業の期間が明記されている就労証明書
④	保護者の疾病、障がい	■①、②の書類のいずれか ① 医師の診断書 ※ 市所定の様式「医師の診断書（疾病用）」をご使用ください。 ② 障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し ※身体障害者手帳７級は事由にあたりません。
⑤	在宅又は長期入院等している親族の介護・看護	■医師の診断書 ※市所定の様式「医師の診断書（介護・看護用）」をご使用ください。 ■ご家族の状況についての申立書 ※申立書の様式は任意ですが、「住所」「保護者氏名」「児童氏名」「児童生年月日」「ご家族の生活状況（保育ができない理由）」「介護・看護に従事している１日の時間及び１か月あたりの日数」をご記載ください。
⑥	求職活動（起業準備や申込月の就労先が不明な方）	■必要書類はありません
⑦	就学	■在学証明書、時間割の写し（両方の提出が必要です。）
⑧	上記以外の場合	■保育課にお問い合わせください

③ 児童調査票

・緊急時連絡先、送迎者、児童の健康状態等を把握するための書類となります。

④ 学童保育所利用に関する同意書

・記入漏れがある場合、申請を受け付けられない場合があります。

（２）該当者のみ提出

① 就労以外の理由で保育が必要な方 … 入所申立書（入所許可申請書の裏面）
② 障がい等のある児童 … 身体障害者手帳・療育手帳 等の写し
③ 生活保護受給者 … 受給証の写し
④ 学童保育料を滞納している場合 … 児童手当に係る保育料・学校給食費の徴収等申出書
⑤ 保護者が外国籍の場合 … 在留カード、特別永住者証明書 等の写し
⑥ ひとり親世帯 … 【離別・未婚・死亡の場合】申込保護者の戸籍謄本※・離婚受理証明書
（※離婚の場合はその日付記載のもの）
【離婚調停中の別居の場合】呼び出し状・事件係属証明書
【行方不明・拘禁の場合】保育課にお問い合わせください

※②、③、⑥の書類の提出がない場合、利用調整において不利になる場合があります。

- 書類不備等がある場合、申込をお受けすることができない場合があります。
- 受付期間（期限）内に提出がなされなかった場合、希望する月からの入所ができないことがありますのでご注意ください。
- ４月入所の申請で、学童保育所で申請書を提出された場合は、市保育課が書類を確認し、書類不備等がある場合は市保育課から書類の提出について連絡します。期限内に書類がそろわない場合は、希望する月からの入所ができない場合が有りますのでご注意ください。

入所資格の審査・入所許可（不許可）の通知について

提出された書類に基づき、入所資格の審査を行います。また、入所資格のある児童が定員を超過した場合は、入所選考基準（１１・１２ページ記載）により、低学年（１年生から３年生）の点数の高い児童から入所調整を行い、余裕がある場合は高学年（４年生から６年生）の入所調整を行います。入所許可（不許可）の結果については、各家庭に郵送で通知いたします。

入所の利用調整は、入所希望月における申込内容、就労状況等によって行います。入所許可の通知後であっても、入所開始前までの間に申込内容、就労状況等に変更が生じた場合は必ずお申し出ください。退職や転職、勤務時間の変更等、利用申込時と調整点が異なる場合は改めて入所調整を行い、入所決定を取り消す場合があります。

入所の制限について

以下の事項にあてはまる場合、入所を制限する場合があります。

（１）入所を希望する児童が、日常的に医療行為が必要であるなど、学童保育所における集団保育が困難であると認められるとき。
（２）入所を希望する児童が感染性の疾患を有するとき。
（３）入所を希望する児童の数が定員を超えたとき。
（４）学童保育所の管理運営上、支障があると認めるとき。

※本人やきょうだいの学童保育料及び保育所保育料に滞納があるときについても入所をお断りする場合があります。納付については、必ず窓口にご相談ください。

入所の取り消しについて

以下の事項にあてはまる場合、入所を取り消す場合があります。

（１）入所要件を欠くに至ったとき。
（２）偽りその他不正な手段により、入所の許可を受けたとき。
（３）正当な理由がなく保育料を納付しないとき。
（４）お迎え遅れが多く、注意喚起しても改善されないとき。
（５）学童保育所の管理運営上、支障があると認めるとき。

保護者の費用負担について

（1）　保育料

区分	利用時間	保育料
通常保育	放課後～午後７時 午前８時～午後７時（６時）	**月額 9,500 円** ※16 日以降の入所又は 15 日以前の退所の場合 **当月利用分のみ 4,800 円**
延長保育 （早朝）	午前７時 30 分～午前８時	**（８月）月額 1,500 円** **（８月以外の月）月額 500 円**

※入所期間中は、**１日も利用がない場合**でも、利用日数に関わらず、在籍している児童については、**原則１ヶ月分の保育料を負担**していただきます。**一時的な利用中止の取り扱いはありません。**

※延長保育については、登所時間が午前８時より少しでも早まる日がある場合は、延長した時間や回数、申請の有無に関わらず、延長保育料（月額）がかかります。また、申請をしていて実際には利用がなかった場合についても、延長保育料は負担していただきます。

※８時前に登所してしまい外で待っているような場合、児童の安全を確保するため、施設内に入れて登所したこととさせていただきますのでご了承ください。

【納付方法】　原則口座引き落としになります。

利用月末日※の口座振替　※末日が休日の場合は翌営業日、12 月のみ 27 日

- 口座振替の手続きをしていない方には、入所決定通知に同封して口座振替に関する書類を送付しますので、取引先の金融機関窓口で、**必　ず**手続きをしてください。

- 手続き後、振替までには長くて２ヵ月程度の時間を要しますので、早めの手続きをお願いします。なお手続きが完了するまでは納付書でのお支払いとなります。納付書は毎月中旬頃に送付します。

- 延長保育を利用している場合は、通常保育と延長保育の保育料を合算して納付していただきます。

- **事前に申請（届出）がなく、緊急的に延長保育を利用した場合**などは、各施設から報告された利用実績（**※**）に基づき、**後日送付する納付書**によりお支払いください。
 ※各施設設置の登降所管理システムに記録された登所時刻

- **保育料を滞納した場合、児童手当からの徴収や、学童保育所送迎時に徴収に伺うなどの処分を行うことがあります。**

（2）保育料の減免

保育料は、世帯の所得状況やきょうだいが同時に入所しているなどの理由により、減額又は免除になる場合があります。**減免を受けるためには、必ず申請が必要となります。**

区分		減免率	減免後の保育料（月額）		
			通常保育	延長保育	
				８月	８月以外
1	生活保護受給世帯	100%	０円	０円	０円
2	市民税非課税世帯	約 75%	2,400 円	400 円	200 円
3	市民税が均等割のみ課税されている世帯	約 50%	4,800 円	800 円	300 円
4	きょうだい同時入所（第２子以降）	約 50%	4,800 円	800 円	300 円

≪提出必要書類≫　保育料減免申請書

※2or3 の理由による減免を希望する方で、令和８年１月２日以降に市内に転入した場合は、転入前の市区町村の**市区町村税課税（非課税）証明書**が必要になります。

申請がない場合、減免は適用されません。対象となる場合は忘れずに手続きをお願いします。
また同一世帯に課税対象者がいる場合は、減免は適用されません。

◆市民税非課税または均等割のみ課税の方の減免認定期間について◆

課税要件（「市民税非課税」または「均等割のみ課税」）による減免については、令和９年４月から８月利用分までを**令和８年度課税状況（令和７年１月～12 月の収入状況）**、９月利用分からの保育料を**令和９年度課税状況（令和８年１月～12 月の収入状況）**により審査し、認定を行います。９月利用分以降の減免を希望する場合は、**再度申請を行う必要があります**のでご注意ください。

※8 月利用分までの減免認定を受けている方には、７月～８月頃に申請書を送付いたします。

	令和９年度保育料	
対象利用月	**４月分 ～ ８月分**	**９月分 ～ ３月分**
審査要件	**令和８年度課税状況** **（R7.1 月～12 月収入状況）**	**令和９年度課税状況** **（R8.1 月～12 月収入状況）**

（2）おやつ代、教材費など

白井市の学童保育所では、保育料とは別に、おやつ代や教材費及び１日保育時の昼食代等の個人で直接消費するものに係る費用について、利用者のみなさまにご負担いただいています。

金額や徴収方法については各学童により異なりますので、詳細については学童に直接お問合せください。　**【月額の目安】　2,000円程度**

長期学校休暇期間のみの入所を希望する方へ
（夏休み・冬休み・春休み）

長期学校休暇期間（夏休み・冬休み・春休み）のみの入所を希望する児童※については、希望の学童保育所において定員に余裕がある場合のみ、入所の受付を行います。**通年で利用している児童の入所状況によっては、利用できないこともありますのであらかじめご了承ください。**

※長期学校休暇期間は、保護者が午後3時より前の時間に帰宅する場合も利用可能です。

申請受付期間　**それぞれの利用期間ごとに申請手続きが必要となります**

利用期間	申請受付期間
冬期休暇期間 （令和８年12月下旬～令和９年1月上旬）	令和８年11月2日（月） ～ 11月16日（月）
春季休暇期間 （令和９年3月下旬～4月上旬）	令和９年2月1日（月） ～ 2月15日（月）
夏季休暇期間 （令和９年7月下旬～令和９年8月末）	令和９年6月1日（火） ～ 6月15日（火）

申請必要書類

通年入所と同様（3、４ページ参照）

※就労証明書等の提出書類の有効期限は、発行日（証明日）が利用希望月から前６か月以内のものとなります。前回の長期休暇利用等ですでに提出している場合でも、有効期限が切れていれば新たに提出していただく必要があります。

保　育　料

金額は利用期間に応じて異なります。長期学校休暇期間のみ利用する場合のお支払い方法は、原則納付書によるお支払いとなります。なお、過去に利用したことがあり、すでに振替手続きを行っている場合は口座振替となります。

今後も長期学校休暇期間のみの利用を予定している場合は、口座振替手続きを行うことで、口座振替によるお支払いとすることができます。

（参考）**16日以降の入所 or 15日以前の退所 … 当月利用分 4,800円**

夏季休暇期間 → ７月分 4,800円 ＋ ８月分 9,500円 ＝ **14,300円**

【病児保育事業】

保育所や幼稚園などに通っているお子さまが、病気（病児）や病気の回復期（病後児）のために保育園などに通園できない場合で、保護者の就労などの理由により家庭で保育できないときに、一時的にお子さまをお預かりする場です。

◆ 白井聖仁会病院（白井市笹塚 3-25-2）2 階　うさぎ保育所
◆ 保育日時　平日―8 時 00 分から 18 時 00 分まで　土曜日―8 時 00 分から 13 時 00 分まで
※土曜日利用は金曜日以前から継続的に利用するお子さまのみの預かりとなります。
◆ 利用料　1 時間当たり 300 円（ほか、食事・おやつ代 650 円）
※生活保護世帯及び、市民税非課税世帯は利用料免除となるため、免除の可否の確認をされたい方は身分証明書をご持参のうえ、保育課窓口にお越しください。その他の受付は上記、聖仁会病院「うさぎ保育所」となります。
◆ お問い合わせ・事前登録
白井聖仁会病院「うさぎ保育所」 070-2656-5671　（月曜日から金曜日）

★入所後の注意事項について★

●開所時間前の登所は児童の安全を確保できませんので、絶対に行わないようにしてください。

●児童の登所及び降所については、原則的に保護者が責任をもって送迎を行ってください。保護者による送迎が難しい場合や、学童保育所に登所してから習い事等へ児童だけで行く場合又は定期的に休む曜日がある場合は、必ず**「登所（降所）及び休所に関する届出書」**を各学童保育所に提出してください。**提出がなされない場合は、児童ひとりでの登降所は認めることができませんのでご注意ください。**

●学童保育所の管理運営上、**開所時間内に必ずお迎えに来てください。閉所時間を過ぎてのお迎えが続いた場合、入所許可を取り消すことがあります。**
開所時間内の保護者によるお迎えが難しい場合も、ファミリーサポートセンター等を利用し、**必ず開所時間内での降所**をお願いします。

●延長保育を利用する場合は、**必ず事前の申請をお願いします**。申請無しでの利用は延長保育の実施に支障をきたすこととなります。保育課への申請が間に合わない場合は学童保育所の支援員に利用する旨を伝え、届出書を提出してください。

●勤務先の週休日等の理由により保育可能な場合は、家庭での保育にご協力ください。

●就労先の変更やその他の事由により家庭状況が変わった場合は、速やかに保育課まで連絡の上、**「申請事項変更届」**と必要に応じてその内容を証明する書類を、原則 2 週間以内に保育課又は学童保育所まで提出してください。（次ページ参照）

●仕事を辞めて求職活動をする場合、速やかに変更届を提出してください。認定変更日から６０日目の属する月の末日までは学童保育所の利用が可能です。認定期間を過ぎて就労先が決まらなかった場合は一旦退所し、入所を希望する場合は再度申込みをしていただきます。（求職活動での入所は年度内に一回のみ）

●家庭での保育可能、住所変更等の理由により退所される場合は、学童保育所への連絡と併せて、あらかじめ**「退所届出書」**を保育課又は学童保育所に必ず提出してください。**退所届出書の提出がなされない場合、その月の利用がなくても保育料が発生します。**

※提出期限（目安）…**退所希望日の 10 日前頃まで**

●インフルエンザ等の感染症の拡大により学級閉鎖になった場合、その学級に所属する児童は、拡大防止のため、閉鎖期間が終わるまでは学童保育所の利用はできません。ただし、登校後に早帰りとなった場合、当日の利用は認めます。

●自然災害による学校の臨時休校・緊急下校の場合で、児童の安全等を確保でき、学童保育所を開所できる状況の時は、職員体制が整う段階で**開所**とする場合があります。

●土曜日に授業参観や運動会等の学校行事がある場合、学童保育所は**閉所**となります。
（行事が順延になった場合も、行事開催予定だった土曜日は**閉所**）

●小学校から配布された学習用タブレットについて、学童保育所においての利用は学習の時間に限らせていただきますのでご承知おきください。

◆要件変更の際の必要書類一覧◆

変更内容		提出書類		
		変更届	就労証明書	その他
住所変更		○		
保護者の連絡先		○		
保護者または子どもの氏名		○		
家族構成	保護者の婚姻	○	○ ※相手方。必要に応じて。	○ ※相手方。必要に応じて。
	保護者の離婚	○		離婚届受理証明書または戸籍謄本
	上記以外	○		戸籍謄本等（必要の応じて）
就労状況	就職・転職	○	○	自営業の場合は、開業届等の写し
	勤務先または就労時間の変更	○	○	
	退職（求職活動）	○		
妊娠・出産	出産予定日が分かったとき	○		母子手帳の写し
育児休業	取得・延長	○	○ ※育児休業期間が記載されたもの。	
	復帰	○	○ ※証明日が復職日以降のもので、復職日が記載されたもの。	
保護者の疾病・障がい （要件変更を伴う場合のみ）		○		医師の診断書（所定様式）または 障害者手帳の写し
保護者の就学 （要件変更を伴う場合のみ）		○		在学証明書および時間割等の写し
延長保育の利用状況の変更		○		
退所				退所届

学童保育所入所選考基準

番号	類型	細目			摘要	基本点
1	就労	外勤・内勤・自営	週５日以上		週の就労時間が 35 時間以上である場合	20
					週の就労時間が 30 時間以上 35 時間未満である場合	19
					週の就労時間が 25 時間以上 30 時間未満である場合	18
					週の就労時間が 20 時間以上 25 時間未満である場合	17
			週４日		週の就労時間が 28 時間以上である場合	18
					週の就労時間が 24 時間以上 28 時間未満である場合	17
					週の就労時間が 20 時間以上 24 時間未満である場合	16
					週の就労時間が 16 時間以上 20 時間未満である場合	15
			週３日		週の就労時間が 21 時間以上である場合	16
					週の就労時間が 18 時間以上 21 時間未満である場合	15
					週の就労時間が 15 時間以上 18 時間未満である場合	14
					週の就労時間が 12 時間以上 15 時間未満である場合	13
2	就学又は職業訓練				就学又は技能取得のため保育ができない場合	※類型１に準じる
3	妊娠・出産				母親が妊娠中又は出産後間もない場合	18
4	保護者の疾病等	疾病	入院		おおむね１箇月以上の入院	20
			居宅療養	常時臥床	おおむね１箇月以上臥床	18
				精神等	医師が長期加療（安静）を要すると診断した者	16
				一般療養	医師がおおむね１箇月以上加療（安静）を要すると診断した者	14
					上記以外で児童の監護が困難であると認められる場合	12
		障害	児童の保育が日常的に困難と認められる場合 (身体障害者手帳１・２級、精神障害者保健福祉手帳１・２級又は療育手帳Ａの１・Ａの２を所持)			20
			児童の保育が生活上、一部困難と認められる場合 (身体障害者手帳３級～6 級、精神障害者保健福祉手帳３級又は療育手帳Ｂの１・Ｂの２を所持)			18
5	病人の看護等	看護介護付添	居宅外		おおむね１箇月以上入院している親族の入院付添に当たっている場合	20
			居宅内		寝たきり又は心身障害である親族の常時介護等に当たっている場合	18
					その他の病人等の介護等で児童の監護が困難であると認められる場合	12
6	家庭の災害				震災、火災、風水害等による災害の復旧に当たる場合	20
7	その他	求職活動			求職又は開業予定のため日中外出を常態としている者	10
		育児休業			育児休業期間中である者	10
		その他			上記類型に類する状態にある者	※類する項目に準じる

備考

１　父母それぞれの基本点数の合算を、入所申請児童の基本点数とする。ひとり親世帯については、当該ひとり親の基本点数と 20 点との合算を入所申請児童の基本点数とする。

２　複数の要件に該当する場合は、生活に占める割合の高い要件を採用する。

学童保育所入所選考調整点

	番号	条件	調整点
学年	1	第１学年	10
	2	第2学年	8
	3	第3学年	4
	4	第4学年	2
世帯の状況	5	両親不存在、ひとり親世帯又はこれに準ずる世帯	3
	6	生活保護法による被保護世帯	2
	7	生計中心者が解雇、倒産により生計維持のため就労を要する場合	2
	※8	65 歳未満の同居の親族その他の者が保育できる場合	-2
	9	勤務の都合で保護者の一方が単身赴任の場合	1
	10	産後休暇又は育児休業が終了し職場に復帰する場合	1
就労状況	11	就労内定のうち、就労開始時期が未定の場合	-2
きょうだい	※12	きょうだい２人以上で同時に入所申請をしている場合	2
	※13	既にきょうだいが入所中であり、そのきょうだいが新規入所希望の場合	2
その他	※14	心身に障がいがあるなど、特別に支援を要する子どもの保育を希望する場合	4
	※15	入所を希望する児童またはその児童の兄弟姉妹が入所児童又は退所児童であって、 これらの者に係る学童保育所の保育料を正当な理由なく、３箇月以上滞納している場合	-10
	※16	入所を希望する児童またはその児童の兄弟姉妹が**保育所の**入所児童又は退所児童であって、 これらの者に係る**保育所**の保育料を正当な理由なく、３箇月以上滞納している場合	-10
	17	その他市長が特に必要と認める場合	※

※8　同居の親族が 65 歳未満であっても、保育ができないことを証する書類の提出があった場合は本調整を行わない。

※12・13　該当する１項目のみの調整を行う。

対象児童が第４学年、第５学年及び第６学年のみの場合本調整は行わない。

※14　障害を有する場合は手帳、診断書、その他状況を証する書類のある場合に調整する。

※15・16　申込みの前後に納付し、領収書の写しの提出があった場合は本調整を行わない。

※市長が特に必要と認める場合には、別途調整指数を設けることができるものとする。

学童保育所入所選考の「基準点」と「調整点」の合計が同点の場合の優先順位
① 入所希望児童が心身に障害があるなど、特別に支援を要する児童である
② 入所希望児童がより低学年である
③ 両親不在又はひとり親世帯
④ 保護者が単身赴任
⑤ 市民税所得割課税額の世帯合計が少ない
⑥ ６５歳未満の同居の親族その他の者が保育することができない
⑦ 入所を希望する児童又はその兄弟姉妹が、保育所又は学童保育所の保育料を滞納していない

